

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		倭町小江戸ひろば使用料減免の承認
根拠法令等及び条項		栃木市倭町小江戸ひろば条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市倭町小江戸ひろば条例第7条
	参考事項	栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市倭町小江戸ひろば条例抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第7条の特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が利用するとき。</p> <p>(2) 公共的団体又は公益団体及びこれらに類する団体が利用するとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p>	